

# 市川市人事行政運営等の状況

平成17年6月に「市川市人事・給与制度の運営状況の公表に関する条例」が施行されましたので、今年度も「市川市人事行政運営等の状況」の中で給与の状況と併せてお知らせします。

この公表は、地方公共団体の人事行政運営の公正性、透明性を高めることを狙い、平成26年度の人事や給与、福利などの実態を市民の皆さんにご理解いただくためのものです。

また、職員給与の状況につきましては、他団体との比較などを追加した詳細な内容のものを平成28年3月に改めてホームページに掲載する予定です。

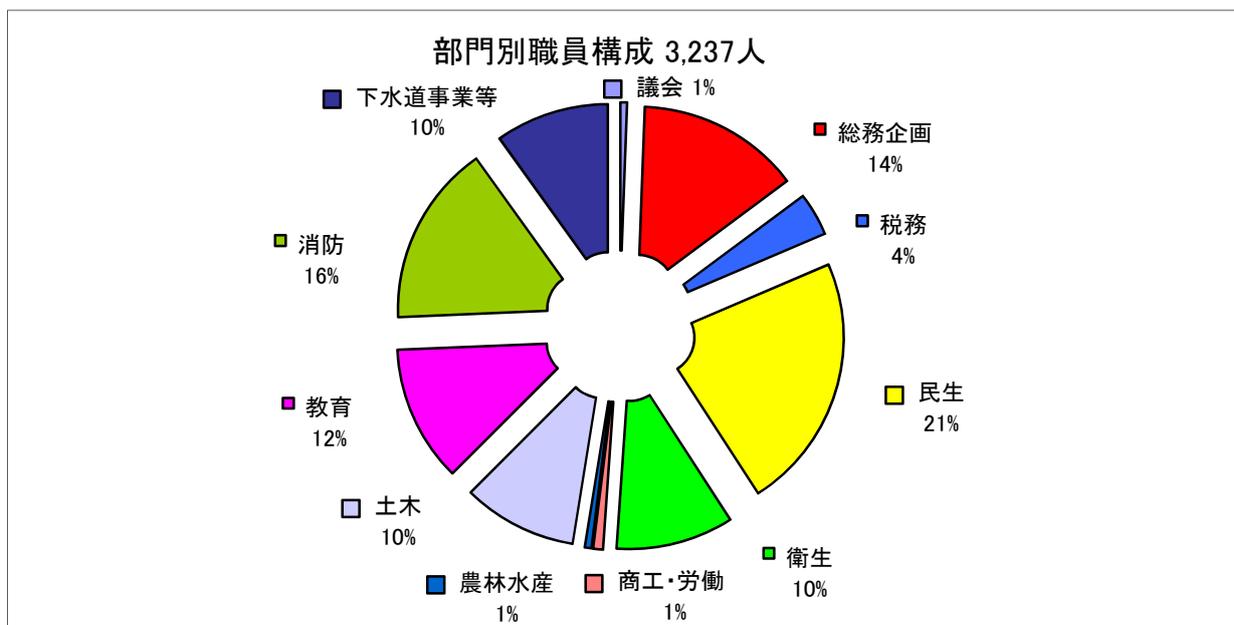
## 1. 職員の任免及び職員数等に関する状況

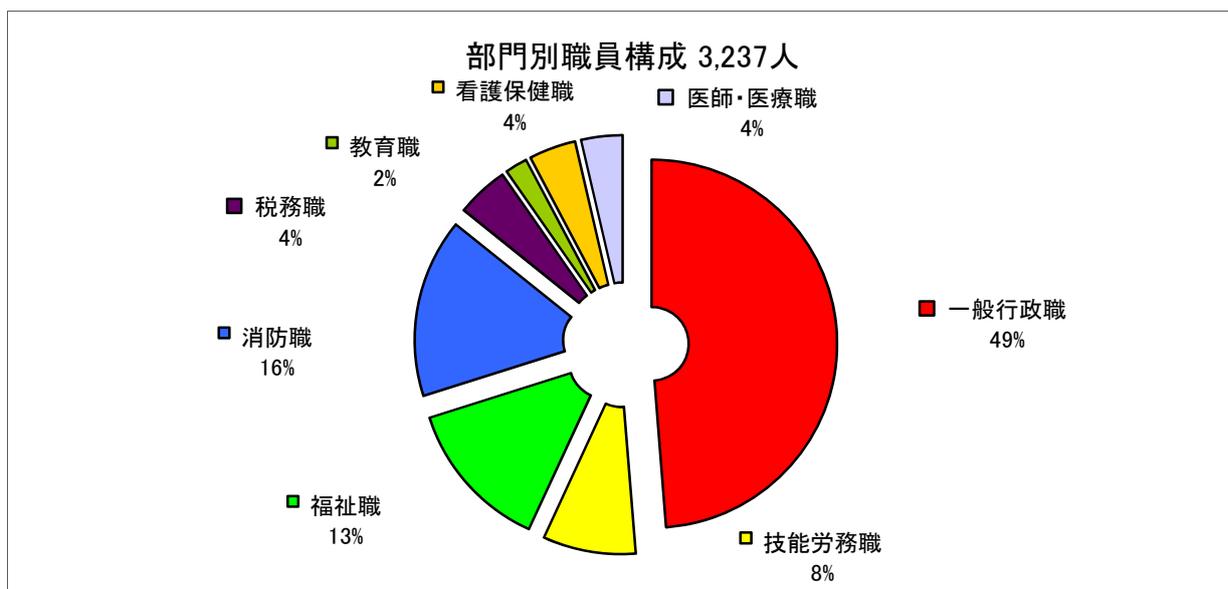
### ①部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

| 区 分<br>部 門 | 職員数   |       |       |       |       | 対前年度増減数 |       |       |       |       |      |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|------|
|            | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成23年   | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |      |
| 一般行政部門     | 議会    | 19    | 19    | 19    | 19    | 19      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0    |
|            | 総務企画  | 458   | 453   | 452   | 455   | 459     | △ 31  | △ 5   | △ 1   | 3     | 4    |
|            | 税務    | 121   | 119   | 119   | 123   | 122     | 0     | △ 2   | 0     | 4     | △ 1  |
|            | 民生    | 754   | 751   | 743   | 753   | 724     | △ 14  | △ 3   | △ 8   | 10    | △ 29 |
|            | 衛生    | 342   | 341   | 337   | 332   | 330     | △ 10  | △ 1   | △ 4   | △ 5   | △ 2  |
|            | 労働    | 6     | 6     | 6     | 4     | 4       | 1     | 0     | 0     | △ 2   | 0    |
|            | 農林水産  | 19    | 19    | 19    | 20    | 18      | 0     | 0     | 0     | 1     | △ 2  |
|            | 商工    | 21    | 21    | 21    | 21    | 24      | 3     | 0     | 0     | 0     | 3    |
|            | 土木    | 325   | 322   | 318   | 326   | 321     | 4     | △ 3   | △ 4   | 8     | △ 5  |
|            | 小 計   | 2,065 | 2,051 | 2,034 | 2,053 | 2,021   | △ 47  | △ 14  | △ 17  | 19    | △ 32 |
| 特別行政部門     | 教育    | 430   | 425   | 413   | 400   | 385     | △ 13  | △ 5   | △ 12  | △ 13  | △ 15 |
|            | 消防    | 513   | 514   | 512   | 512   | 512     | 4     | 1     | △ 2   | 0     | 0    |
|            | 小 計   | 943   | 939   | 925   | 912   | 897     | △ 9   | △ 4   | △ 14  | △ 13  | △ 15 |
| 普通会計計      | 3,008 | 2,990 | 2,959 | 2,965 | 2,918 | △ 56    | △ 18  | △ 31  | 6     | △ 47  |      |
| 公営企業部門     | 病院    | 111   | 110   | 110   | 106   | 113     | 1     | △ 1   | 0     | △ 4   | 7    |
|            | 下水道   | 40    | 43    | 47    | 49    | 53      | △ 2   | 3     | 4     | 2     | 4    |
|            | その他   | 155   | 147   | 145   | 141   | 153     | △ 3   | △ 8   | △ 2   | △ 4   | 12   |
|            | 小 計   | 306   | 300   | 302   | 296   | 319     | △ 4   | △ 6   | 2     | △ 6   | 23   |
| 合 計        | 3,314 | 3,290 | 3,261 | 3,261 | 3,237 | △ 60    | △ 24  | △ 29  | 0     | △ 24  |      |

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

2. 教育には教育長は含んでいません。





## ②職員の採用及び退職の状況

採用者数 (平成26年度)

| 職種      | 採用者数 |
|---------|------|
| 一般行政職   | 103人 |
| 一般任期付職員 | 1人   |
| 保育士     | 8人   |
| 保健師     | 3人   |
| 看護師     | 2人   |
| 医師      | 1人   |
| 消防職員    | 12人  |
| 計       | 130人 |

職員採用試験の状況 (平成26年4月1日)

| 職種      | 応募者数   | 合格者数 |
|---------|--------|------|
| 一般行政職   | 787人   | 79人  |
| 一般任期付職員 | 1人     | 1人   |
| 保育士     | 125人   | 7人   |
| 保健師     | 19人    | 2人   |
| 看護師     | 3人     | 1人   |
| 医師      | 1人     | 1人   |
| 消防職員    | 110人   | 21人  |
| 計       | 1,046人 | 112人 |

退職者数 (平成26年度)

| 退職事由    | 退職者数 |
|---------|------|
| 定年      | 102人 |
| 早期      | 24人  |
| 再任用     | 72人  |
| 普通      | 61人  |
| 死亡      | 6人   |
| 任期付期間満了 | 10人  |
| 計       | 275人 |

(注) 左表の採用者数と合格者数の差の主なものは、合格後の採用辞退および選考による採用です。

## 2. 人件費の状況 (平成26年度普通会計決算)

人件費とは、一般職員に支給される給与と市長や議員など特別職に支給される給料、報酬、手当の他、共済費(社会保険料の事業主負担分に相当するもの)などを含む経費の合計をいいます。

平成26年度の普通会計決算における人件費の状況は下表のとおりです。

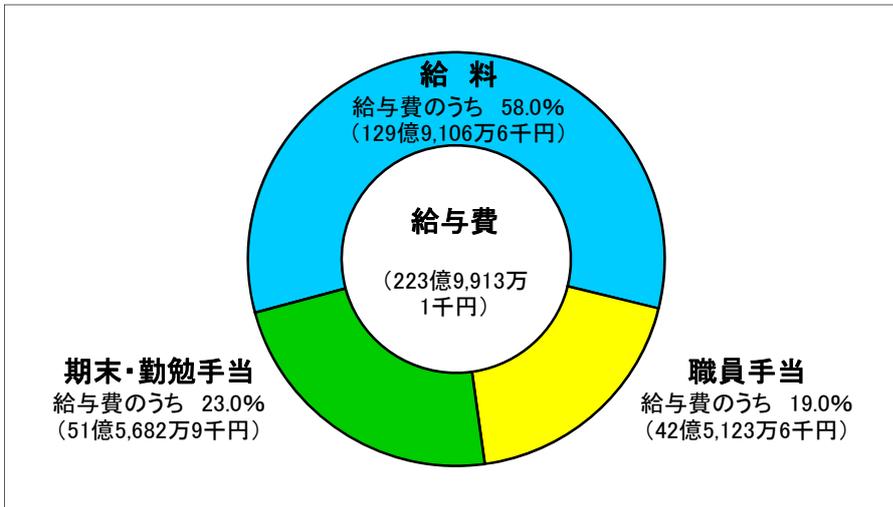
| 住民基本台帳人口<br>(平成27年3月31日現在) | 歳出額<br>A      | 実質収支        | 人件費<br>B     | 人件費率<br>B/A | (参考)<br>平成25年度の人件費率 |
|----------------------------|---------------|-------------|--------------|-------------|---------------------|
| 474,340人                   | 129,034,659千円 | 3,874,000千円 | 29,397,956千円 | 22.8%       | 22.8%               |

### 3. 職員給与費の状況

平成27年度一般会計当初予算における職員給与費の状況は下表のとおりです。

| 職員数<br>A            | 給 与          |             |             | 費<br>計 B     | 一人当たり給与費<br>B/A |
|---------------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-----------------|
|                     | 給 料          | 職員手当        | 期末・勤勉手当     |              |                 |
| 全職員<br>3,144人       | 12,991,066千円 | 4,251,263千円 | 5,156,829千円 | 22,399,158千円 | 7,124千円         |
| うち再任用職員以外<br>2,867人 | 12,381,600千円 | 4,130,148千円 | 5,028,322千円 | 21,540,070千円 | 7,513千円         |
| 再任用職員<br>277人       | 609,466千円    | 121,115千円   | 128,507千円   | 859,088千円    | 3,101千円         |

(注) 職員手当には退職手当を含みません。



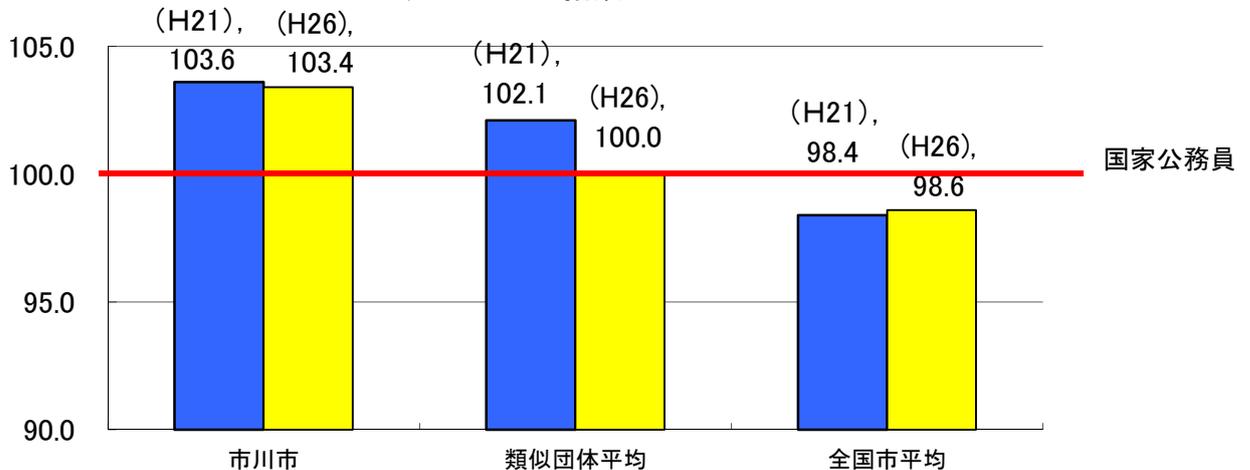
### 4. 職員の平均給料月額

平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

| 区 分     | 平均給料月額    | 平均給与月額    | 平均年齢   |
|---------|-----------|-----------|--------|
| 一般行政職   | 349,033 円 | 464,793 円 | 43歳9ヶ月 |
| 技能労務職   | 369,367 円 | 452,641 円 | 52歳3ヶ月 |
| うち清掃職員  | 375,779 円 | 485,379 円 | /      |
| うち学校給食員 | 369,140 円 | 423,531 円 |        |
| うち用務員   | 361,398 円 | 435,624 円 |        |
| 幼稚園教育職  | 343,300 円 | 420,757 円 | 43歳6ヶ月 |

(注) 平均給与月額とは、給料と職員手当(期末・勤勉・退職手当を除く)の合計です。

### ラスパイレス指数



(注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員(一般行政職)の給料を100として比較した給料水準です。  
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

## 5. 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

学校卒業後すぐに採用された者の初任給月額下表のとおりです。

| 区 分   |       | 市 川 市     | 国       |           |
|-------|-------|-----------|---------|-----------|
|       |       | 決定初任給     | 決定初任給   |           |
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 180,800 円 | 総合職(大卒) | 181,200 円 |
|       |       |           | 一般職(大卒) | 174,200 円 |
|       | 高 校 卒 | 146,500 円 | 一般職(高卒) | 142,100 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 144,200 円 |         |           |
|       | 中 学 卒 | 131,500 円 |         |           |

## 6. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成27年4月1日現在)

一般行政職、技能労務職、教育職の経験年数別、学歴別の平均給料月額は下表のとおりです。

| 区 分   |       | 経 験 年 数 1 0 年 | 経 験 年 数 1 5 年 | 経 験 年 数 2 0 年 |
|-------|-------|---------------|---------------|---------------|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 262,270 円     | 309,437 円     | 372,942 円     |
|       | 高 校 卒 | 238,350 円     | 236,000 円     | 312,480 円     |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 該当なし          | 該当なし          | 該当なし          |
|       | 中 学 卒 | 該当なし          | 該当なし          | 該当なし          |
| 教 育 職 | 大 学 卒 | 該当なし          | 該当なし          | 該当なし          |
|       | 高 校 卒 | 該当なし          | 該当なし          | 該当なし          |

(注) 経験年数には、採用前に民間勤務歴がある場合などはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数も含まれます。

## 7. 一般行政職の級別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

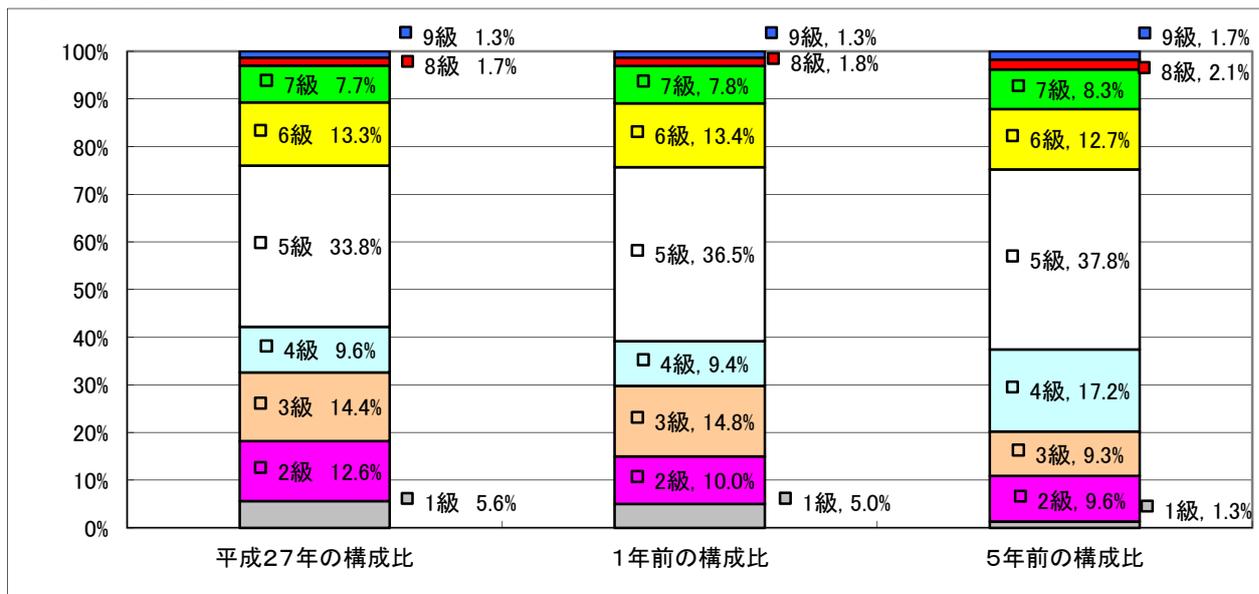
一般行政職の級別職員数とその構成は下表のとおりです。

| 区分       |         | 1級   | 2級    | 3級               | 4級             | 5級              | 6級              | 7級             | 8級   | 9級             | 計                |
|----------|---------|------|-------|------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|------|----------------|------------------|
| 標準的な職務内容 |         | 主事   | 主任主事  | 主任               | 主査             | 副主幹             | 主幹              | 課長             | 次長   | 部長             |                  |
| 職員数      |         | 86人  | 195人  | (164人)<br>223人   | (6人)<br>148人   | (3人)<br>521人    | (13人)<br>206人   | (10人)<br>118人  | 27人  | 20人            | (196人)<br>1,544人 |
| 構成比      |         | 5.6% | 12.6% | (83.7%)<br>14.4% | (3.1%)<br>9.6% | (1.5%)<br>33.8% | (6.6%)<br>13.3% | (5.1%)<br>7.7% | 1.7% | 1.3%           | (100%)<br>100%   |
| 参<br>考   | 1年前の構成比 | 5.0% | 10.0% | (89.2%)<br>14.8% | 9.4%           | 36.5%           | (7.4%)<br>13.4% | (2.9%)<br>7.8% | 1.8% | (0.5%)<br>1.3% | (100%)<br>100%   |
|          | 5年前の構成比 | 1.3% | 9.6%  | (90.8%)<br>9.3%  | 17.2%          | 37.8%           | (9.2%)<br>12.7% | 8.3%           | 2.1% | 1.7%           | (100%)<br>100%   |

(注) 1. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2. ( )内は、短時間勤務を含む再任用職員で外書です。

一般行政職の級別職員構成



8. 期末手当・勤勉手当 (平成26年度)

期末・勤勉手当は、民間企業の賞与などに相当するものです。職員に支給された割合は下表のとおりです。

| 区分   | 市 川 市                  |          |        | 国                      |          |        |
|------|------------------------|----------|--------|------------------------|----------|--------|
|      | 支給実績(平成26年度決算)         |          |        | 4,805,439 千円           |          |        |
|      | 1人当たり年間平均支給額           |          |        | 1,494 千円               |          |        |
|      | 期末                     | 勤勉       | 計      | 期末                     | 勤勉       | 計      |
| 6月期  | 1.225ヶ月分               | 0.675ヶ月分 | 1.9ヶ月分 | 1.225ヶ月分               | 0.675ヶ月分 | 1.9ヶ月分 |
| 12月期 | 1.375ヶ月分               | 0.825ヶ月分 | 2.2ヶ月分 | 1.375ヶ月分               | 0.825ヶ月分 | 2.2ヶ月分 |
| 計    | 2.6ヶ月分                 | 1.5ヶ月分   | 4.1ヶ月分 | 2.6ヶ月分                 | 1.5ヶ月分   | 4.1ヶ月分 |
|      | 職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり |          |        | 職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり |          |        |

9. 退職手当の状況 (平成27年4月1日現在)

職員が退職した場合に支給される退職手当は、退職時の給料月額に退職事由や勤続年数に応じた一定の率を乗じて得た額になります。

|            | 市 川 市                     |             | 国        |                           |             |
|------------|---------------------------|-------------|----------|---------------------------|-------------|
|            | (支給率)                     | 自己都合        | 応募認定・定年  | (支給率)                     | 自己都合        |
| 勤続20年      | 20.445 月分                 | 25.55625 月分 | 勤続20年    | 20.445 月分                 | 25.55625 月分 |
| 勤続25年      | 29.145 月分                 | 34.5825 月分  | 勤続25年    | 29.145 月分                 | 34.5825 月分  |
| 勤続35年      | 41.325 月分                 | 49.59 月分    | 勤続35年    | 41.325 月分                 | 49.59 月分    |
| 最高限度額      | 49.59 月分                  | 49.59 月分    | 最高限度額    | 49.59 月分                  | 49.59 月分    |
| その他の加算措置   | 定年前早期退職特例措置<br>(2%~45%加算) |             | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置<br>(2%~45%加算) |             |
| 1人当たり平均支給額 | 7,560 千円                  | 22,776 千円   |          |                           |             |

(注)1人当たり平均支給額は平成26年度実績額です。

## 10. 職員手当の状況 (平成27年4月1日現在)

### ①地域手当

|                           |      |              |           |
|---------------------------|------|--------------|-----------|
| 支給実績(平成26年度決算)            |      | 1,326,619 千円 |           |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算) |      | 412,378 円    |           |
| 支給対象地域                    | 支給率  | 支給対象職員数      | 国の制度(支給率) |
| 市川市                       | 10 % | 3,189人(279人) | 10 %      |

(注) 支給対象職員数の( )内は、短時間勤務を含む再任用職員で外書です。

### ②特殊勤務手当

| 支給実績(平成26年度決算)            |                     | 53,266 千円      |                    |
|---------------------------|---------------------|----------------|--------------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算) |                     | 61,794 円       |                    |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度) |                     | 26.8 %         |                    |
| 手当の種類(手当数)                |                     | 29             |                    |
| 手当の名称                     | 主な支給対象職員            | 主な支給対象業務       | 左記職員に対する支給単価       |
| 徴収手当                      | 市税など歳入の徴収に従事した職員    | 市税、保険料等徴収      | 日額280円             |
| 滞納処分手当                    | 財産差押に従事した職員         | 市税、国保税等差押      | 日額300円             |
| 調査手当                      | 市税の賦課調査などに従事した職員    | 税の賦課、評価調査      | 日額170円、220円        |
| 財産取得交渉手当                  | 財産の取得交渉に従事した職員      | 財産の取得交渉        | 日額350円             |
| 社会福祉指導手当                  | 社会福祉主事などの職務に従事した職員  | 社会福祉主事等の職務     | 日額190円、230円        |
| 心身障害者訓練手当                 | 心身障害者指導訓練に従事した職員    | 心身障害者指導訓練      | 日額230円             |
| 行旅死病人取扱手当                 | 行旅死病人の収容処理に従事した職員   | 行旅死病人取扱        | 1件当たり2,500円、3,500円 |
| 医務手当                      | 医療施設などの医師、歯科医師      | 診療、救護、保健指導     | 日額7,000円           |
| 放射線取扱手当                   | エックス線などの取り扱いに従事した職員 | エックス線放射線取扱     | 日額200円             |
| 夜間看護等手当                   | 病院、介護老人保健施設に勤務する職員  | 深夜にわたった看護、介護   | 1回3,400円、6,800円    |
| 感染症消毒作業手当                 | 感染症の消毒作業に従事した職員     | 法に規定する一類～三類感染症 | 日額600円             |
| 健康相談指導手当                  | 結核患者の健康相談、指導に従事した職員 | 結核患者の健康相談、指導   | 日額200円             |
| 予防接種勤務手当                  | 予防接種に従事した保健師、看護師    | 予防接種業務         | 日額150円             |
| 臨床検査手当                    | 病院、介護老人保健施設に勤務する職員  | 採血、生化学検査       | 日額200円             |
| 施設勤務手当                    | 作業環境が特殊な施設などに勤務する職員 | 施設勤務           | 日額100円、230円        |
| 清掃作業手当                    | ごみの収集、処理作業などに従事した職員 | ごみの収集、処理等業務    | 日額450円             |
| 葬儀作業手当                    | 火葬、納骨などに従事した職員      | 葬儀作業           | 日額450円             |
| 動物死体処理作業手当                | 動物死体の処理作業に従事した職員    | 動物死体処理作業       | 1件当たり120円          |
| 水洗便所、浄化槽検査指導手当            | 浄化槽の管理指導などに従事した職員   | 検査、管理指導業務      | 日額250円             |
| 特定化学物質取扱手当                | 特定化学物質の取り扱いに従事した職員  | 特定化学物質取扱業務     | 日額300円             |
| 土木作業手当                    | 土木、公園の作業に従事した職員     | 道路補修、草刈消毒等     | 日額450円             |
| 災害応急作業等手当                 | 災害発生時等に現場作業に従事した職員  | 土のう積載等業務等      | 日額500円             |
| 守衛業務手当                    | 守衛業務に従事した職員         | 守衛業務           | 1勤務200円、400円       |
| 飼育作業手当                    | 動物園に勤務する職員          | 動物飼育作業         | 日額200円             |
| 出勤手当                      | 消防職員                | 火災、救急業務等       | 1回140円～500円        |
| 機関勤務手当                    | 消防職員                | 消防車、救急車の運転業務   | 1勤務180円、220円       |
| 消防夜間特殊業務手当                | 消防職員                | 夜間特殊業務         | 1回260円             |
| 消防特別救助隊員手当                | 消防職員                | 特別救助隊員業務       | 1勤務260円            |
| 潜水作業手当                    | 消防職員                | 潜水作業           | 1回300円             |

### ③時間外勤務手当

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 支給実績(26年度決算)            | 992,031 千円   |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算) | 369 千円       |
| 支給実績(25年度決算)            | 1,017,841 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算) | 385 千円       |

### ④その他の手当

| 手当名         | 内容及び支給単価   | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容  | 支給実績(26年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算) |
|-------------|--|----------|---|--------------|-------------------------|
| 扶養手当        | ○配偶者 13,000円<br>○その他親族1人につき6,500円(配偶者がいない場合は1人目11,000円)<br>○満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで子1人5,000円加算               | 同        |   | 308,903 千円   | 228,479 円               |
| 住居手当        | ○借家の場合(家賃6,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて月額27,000円を限度に支給<br>○持家かつ世帯主の場合月額7,000円支給(※)                               | 異        | ○借家(家賃12,000円超に限り)限度額は市と同じ  | 239,218 千円   | 136,229 円               |
| 通勤手当        | ○電車 6ヶ月定期相当額支給<br>○バス 回数券相当額支給<br>○自転車などを使用する場合距離に応じて2,000円から31,600円まで支給                                   | 異        | ○電車、バスを利用する場合6ヶ月定期代を基礎として1ヶ月当たり55,000円まで全額支給<br>○自転車などを使用する場合 市と国の制度は同じ | 300,726 千円   | 106,982 円               |
| 管理職手当       | 職務に応じ57,900円～101,500円を定額支給   | 異        | 官職に応じて46,300円～139,300円を定額支給   | 386,246 千円   | 735,707 円               |
| 休日勤務手当      | 休日などにおいて勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額の100分の135を支給   | 同        |   | 196,633 千円   | 73,043 円                |
| 夜間勤務手当      | 正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時まで勤務する職員に対し、その勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給                                       | 同        |   | 55,779 千円    | 137,387 円               |
| 宿日直手当       | 宿日直勤務を命ぜられた職員は、その勤務1回につき4,200円(医師は20,000円)を支給  | 同        |   | 378 千円       | 94,500 円                |
| 管理職員特別勤務手当  | 管理職員が週休日または休日に本来業務以外で勤務した場合に、職務に応じて5,000円～10,000円の範囲で支給  | 異        | 官職に応じて6,000円～12,000円の範囲で支給  | 2,467 千円     | 4,699 円                 |
| 災害派遣手当      | 災害対策基本法などにより災害応急対策または災害復旧のため派遣された職員が、市内に滞在することを要する場合、1日3,970円～6,620円の範囲で支給                                 |          |   | —            | —                       |
| 武力攻撃災害等派遣手当 | 武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律などにより国民の保護のための措置の実施で派遣された職員が、住所または居所を離れて市内に滞在することを要する場合、1日3,970円～6,620円の範囲で支給 |          |   | —            | —                       |

(※)住居手当の持家かつ世帯主の場合の支給は平成26年9月30日で廃止。(平成29年9月30日まで3年間の経過措置あり)

## 11. 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

特別職の給料、報酬等は平成19年4月1日より、退職手当は平成25年9月18日より下表のようになっています。

| 区 分 |     | 月 額         | 期末手当                                  | 退職手当                                  |
|-----|-----|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 給料  | 市 長 | 1,016,000 円 | (平成26年度)<br>6月期 1.9ヶ月分<br>12月期 2.2ヶ月分 | 給料月額×在職月数×0.45(平成25年9月17日までの支給率 0.57) |
|     | 副市長 | 837,000 円   |                                       | 給料月額×在職月数×0.29(平成25年9月17日までの支給率 0.36) |
| 報酬  | 議 長 | 724,000 円   | 計 4.1ヶ月分                              |                                       |
|     | 副議長 | 652,000 円   |                                       |                                       |
|     | 議 員 | 604,000 円   |                                       |                                       |

(注) 退職手当は任期毎の支給です。

議員などの報酬は、平成19年5月2日より適用。

## 12. 勤務時間その他勤務条件の状況

### ①勤務時間

職員の勤務時間は原則として次のとおりです。(平成27年4月1日現在)

|      |   |
|------|---|
| 勤務時間 | 午前8時40分 ~ 午後5時25分<br>休憩時間を除いて7時間45分で1週間当たり38時間45分 |
| 休憩時間 | 正午 ~ 1時   |

※平成24年7月1日から、勤務時間及び休憩時間を変更しました。

### ②休暇制度

職員の休暇制度は次のとおりです。(平成27年4月1日現在)

|      |   |
|------|---|
| 有給休暇 | ○年次休暇 (1暦年につき20日付与。20日を限度に翌年に繰り越し可)<br>【平成26年の取得状況】 1人平均日数:10.6日                                |
|      | ○病気休暇 (負傷又は疾病により療養を要する場合)   |
|      | ○特別休暇 (21種類)  |
| 無給休暇 | ○組合休暇 (職員団体の業務または活動に従事する場合)   |
|      | ○介護休暇 (配偶者または2親等以内の親族の介護にあたる場合)<br>【平成26年度の取得状況】 取得者:延べ8人<br>取得期間:1月以下 5人,1月超2月以下 1人,3月超4月以下 2人 |

### 13. 休業制度

職員の休業制度は次のとおりです。(平成27年4月1日現在)

| 休業の名称     | 内 容  |
|-----------|--|
| 育児休業      | 子が3歳になるまで取得できる無給休業<br>【平成26年度の取得状況】女性28人、男性4人  |
| 部分休業      | 子が小学校就学の始期に達するまで保育園の送迎などのために30分単位で2時間まで取得できる無給休業<br>【平成26年度の取得状況】女性6人、男性0人                             |
| 育児短時間勤務制度 | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務形態の中から選択し、その選択した勤務形態により、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度<br>※平成27年4月1日から施行 |
| 自己啓発休業    | 大学等の課程の履修または国際貢献活動のための無給休業<br>【平成26年度の取得状況】0人  |
| 修学部分休業    | 大学等における修学のための部分的に取得できる無給休業<br>【平成26年度の取得状況】0人  |
| 配偶者同行休業   | 公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする無給休業<br>【平成26年度の取得状況】0人          |

### 14. 分限及び懲戒の状況 (平成26年度)

| 分限処分    | 懲戒処分  |
|---------|-------|
| 降任 0人   | 戒告 2人 |
| 免職 0人   | 減給 1人 |
| 休職 142人 | 停職 2人 |
| 降給 0人   | 免職 0人 |
| 計 142人  | 計 5人  |

### 15. サービスの状況 (平成26年度)

職務専念義務免除

|              |      |
|--------------|------|
| 研修・講師依頼      | 223人 |
| 職員団体の適法な交渉など | 0人   |
| 文化体育活動       | 1人   |
| 応募認定退職       | 5人   |
| その他          | 48人  |
| 計            | 277人 |

営利企業等の従事許可

|     |     |
|-----|-----|
| 公務  | 7人  |
| 講師  | 10人 |
| その他 | 1人  |
| 計   | 18人 |

### 16. 研修及び勤務評定の状況

#### ①職員研修制度

時代の変化や市政の課題に的確に対応できる知識・能力を持った職員を育成するため、「市川市職員研修基本方針」及び「職員研修計画」に基づき研修を実施しました。

平成26年度職員研修実績

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| ①指定研修                          | 597人 |
| ②法令研修                          | 173人 |
| ③派遣研修                          |      |
| ・総務省自治大学校                      | 5人   |
| ・市町村職員中央研修所                    | 47人  |
| ・千葉県自治研修センター                   | 60人  |
| ・全国地域リーダー養成塾                   | 1人   |
| ・市町村職員海外派遣研修                   | 1人   |
| ④その他                           |      |
| 希望制の実務研修、職場研修支援、接遇対応向上の取り組みを実施 |      |

## ②勤務評定

市川市の勤務評定制度は、地方公務員法第40条の定めに従い、昭和58年度から実施しているものです。その内容は、1年を上期と下期の半年毎に分けて、その間の職員の勤務状況を直属の上司が評定して、職員の育成や昇任、昇給等の処遇に役立てるものです。

平成26年度には、評定要素の見直し、評価結果の処遇への反映の拡大を行うなど、制度の充実に努めています。

### 市川市職員勤務評定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定に基づき実施する職員の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)について必要な事項を定める。

(被評定者の範囲)

第2条 勤務評定は、次の各号に掲げる者を除き、すべての職員について実施する。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く)
- (3) 任命権者が評定の実施を不適当又は不必要と認める職員

(評定の種類)

第2条の2 勤務評定は定期評定及び特別評定の2種類とする。

(評定日及び評定期間)

第3条 定期評定の評定期間は4月1日から9月30日および10月1日から3月31日までの6月の期間とし、評定日は9月30日および3月1日とする。ただし、採用から評定日までの期間が短い場合、その他やむを得ない事由により評定期間が短い場合は、その勤務期間の実績に基づき評定するものとする。

(条件附採用期間の評定)

第3条の2 特別評定は採用から5月を経過した日を評定日とし、その評定期間は採用から5月の期間とする。

(評定者)

第4条 勤務評定を行う者(以下「評定者」という。)は、任命権者が被評定者の監督者の中から指定するものとする。

(調整者)

第4条の2 調整者は評定者が行った評定に補正の必要を認めた場合、評定者と協議をし、評定の補正をする。

(考課票及び条件附採用期間勤務評定書)

第5条 定期評定は、別に定める考課票により実施する。また、特別評定は、別に定める条件附採用期間勤務評定書により実施する。

2 評定者は、公正な判断に基づいて職員の勤務成績を考課票及び条件附採用期間勤務評定書に記録しなければならない。

3 前項の規定により記録された後は、事務上の誤りがある場合のほかはいかなる者も考課票及び条件附採用期間勤務評定書の内容を変更することはできない。

(考課票及び条件附採用期間勤務評定書の効力)

第6条 考課票及び条件附採用期間勤務評定書は、当該評定期間における職員の勤務成績を示すものとする。

ただし、特別の理由がある場合を除き、新たに勤務評定が行われるまでの間は、当該職員の勤務成績を示すものとみなすことができる。

(フィードバック面接)

第7条 評定者および調整者は、被評定者に対し勤務成績を開示してフィードバック面接を実施するものとする。

(苦情等の相談及び申出)

第8条 被評定者は、勤務評定に関する苦情等の相談及び申出を行うことができる。

(苦情処理委員会)

第9条 被評定者からの勤務評定に関する苦情等を適正に処理するため、市川市勤務評定制度苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。

3 委員長は総務部長、副委員長は総務部次長、委員は人事課長をもって充てる。

4 委員会は苦情等の申出があったときは、申出の内容について審査し、審査結果を申出者および評定者に示すものとする。

5 委員会は、審査結果の内容により必要があると認める場合は、適切な措置を指示することができる。

6 この条に定めるもののほか、苦情等の処理に関し必要な事項は、別に定める。

(結果の取扱)

第10条 勤務評定の結果については、公開しないものとする。

(その他)

第11条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

## 17. 福祉及び利益の保護の状況

### ①職員の福祉に関する措置

職員及び家族の福利厚生の実施を目的として、昭和37年7月に職員互助会が発足しました。事業内容としては、福利厚生事業の他に給付事業、貸付事業、食堂運営などがあります。

平成26年度の決算の状況は次のとおりです。

|    | 予算           | 決算          |
|----|--------------|-------------|
| 歳入 | 113,628,000円 | 99,895,731円 |
| 歳出 | 113,628,000円 | 99,895,731円 |

### ②公務災害及び通勤災害の状況

職員の公務上または通勤による災害(負傷、疾病、障害または死亡)に対する補償をするもので、平成26年度の状況は次のとおりです。

| 公務災害の申請受理件数及び認定件数 |     |
|-------------------|-----|
| 申請                | 15件 |
| 認定                | 15件 |

| 通勤災害の申請受理件数及び認定件数 |    |
|-------------------|----|
| 申請                | 5件 |
| 認定                | 4件 |

## 18. 公平委員会の業務の状況

公平委員会の職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益な処分についての不服申し立てを審査し、必要な措置を講ずることです。

|           |    |
|-----------|----|
| 措置要求件数    | 0件 |
| 不服申立件数    | 2件 |
| 不服申立に係る裁決 | 0件 |